

## 1. コロナ禍への対応について

- 事業者に対する資金繰りの支援として無利子・無担保融資の枠組みを利用していただいております。緊急性の高い事業者の方々には、ひとまずは資金が行き届いたのではないかと考えています。
- 引き続き事業者に寄り添いながら、無利子・無担保融資をはじめとする制度融資だけでなく、プロパー融資、条件変更など様々なメニューをニーズに応じて組み合わせさせていただきたい。
- 職域組合の方におかれても、コロナ禍の影響で収入が減少し、住宅ローンや教育ローン等の返済が苦しいといった声に対して、きめ細かくご対応いただいていると承知しています。
- コロナ禍が長引いた場合、事業者に対する経営改善や事業再生支援が必要な場面が想定されるが、実態に応じた解決策をタイミングよく提供していくことが重要である。信用組合の皆様は、まさに地域の中小・零細企業の支え手であり、真価が問われる局面だと考えています。
- 支援協議会や保証協会、全信組連などと連携するとともに、公庫などの政府系金融機関が提供する資本金劣後ローンなどのメニューを組み合わせ事業者への支援を行っていただきたい。
- コロナ後には、地域経済のあり方が変化することが考えられるが、その際には、組合員のニーズを汲み取って付加価値を生み出すなど、新しい経済構造への転換をサポートしていただきたい。
- 事業者へのサポートを行っていく上で、もう少し資本の厚みが必要な場合には、先般の通常国会で成立した改正金融機能強化法の活用も1つの有力な選択肢と考えています。

## 2. 金融庁と財務局とで一体となったモニタリングについて

- 145ある信用組合は、それぞれ基盤とする地域や業域・職域、地域経済の状況等が異なることから、個別に対話させていただくことが重要と考えており、これまで以上に金融庁と財務局・財務事務所とで連携していきたい。

## 3. 本事務年度の監督・モニタリングについて

- 新型コロナで影響を受けている地域の事業者をどう支えていくかが何よりもまず重要であり、①地域の関係者と連携した支援態勢の構築、②資金繰りニーズの状況と対応、③経営改善・事業再生支援の取組み、などについて、金融庁と財務局で一体となって、近々にもヒアリングを実施予定。
- コロナ禍の影響が続く環境下においても、地域の事業者を支えていくために必要な金融機関自身の健全性を確保することが重要。コロナ禍が市場リスク・信用リスクに与える影響を注視し、対話を行うとともに、昨事務年度より開始した早期警戒制度にもとづく対話も引続き行い、早め早めの具体的な改善を促す。
- 金融仲介機能の発揮を基礎とする持続可能なビジネスモデルの構築に向けた探究型対話を信用金庫・信用組合との間でも昨事務年度より試行。今事務年度は、組合員や地域との深いつながりなど、「信用組合らしさ」に着目し、そうした「強み」を引き出せるような対話を心掛ける。
- また、それぞれの信用組合が金融仲介機能の発揮と健全性の確保を両立させていく上で、中央機関（全信組連・全信中協）による経営・業務サポートが重要な役割を果たしている。業界全体の取組みの向上に資するよう、中央機関とも緊密に連携を図る。
- 監督・モニタリングをより実効的なものとしていくためには、財務局と金融庁との間で緊密に連携していくことが重要。電話会議やテレビ会

議等のツールも活用しつつ、コミュニケーションを図っていく。

#### 4. サイバーセキュリティ対策の強化について

- サイバーセキュリティの現状については、サイバー攻撃により、不正送金やクレジットカード情報が窃取されるなどの被害が発生している。また、コロナ禍への対応として、金融機関においてテレワークや各種サービスのオンライン化・リモート化が加速していることから、サイバー攻撃の脅威は一層高まっている。
- サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みを一層進めることが重要であり、サイバーセキュリティ対策の強化の一環として、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、脆弱性診断や演習の実施等に係る要請文※を令和元年9月に発出。

※ ①脆弱性診断の実施、②演習・訓練によるコンティンジェンシープランの実効性向上、③監視・分析状況の整理・対策強化（2020年3月末迄）。

- 要請事項への対応が遅れている金融機関においては、経営陣が、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。
- 金融庁においても、対応が遅れている先について個別にフォローアップを行うなど、官民一体となって、業界全体のサイバーセキュリティ対策の強化を進めて参りたい。

#### 5. LIBOR の恒久的な公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- LIBOR は、貸出や債券、デリバティブ取引などで、国際的に広く利用されている金利指標であるが、2021年末以降に恒久的に公表停止される可能性。

- 日本銀行と合同で、本年 12 月末時点を基準日とした LIBOR 利用状況調査を年明けに実施予定。今回の調査は、協同組織金融機関も対象とする方針。
- 協同組織金融機関においては、LIBOR を参照した貸出は少ないかもしれないが、変動利付債や仕組債といった有価証券を保有していたり、会計やリスク管理、システムなどで LIBOR を参照している可能性。
- 利用状況調査を待つことなく、LIBOR 公表停止の影響度を把握することが重要。日本円金利指標に関する検討委員会が先月取りまとめた「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」や、金融庁と日本銀行が合同で、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した Dear CEO レターに記載した内容も参考にしていきたい。

#### 6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の更なる延期について

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表。
- FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- いずれにせよ、金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

#### 7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応について

- 現在、多くの金融機関におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、

顧客情報の更新を行っていただいているところと承知している。しかしながら、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていないことなどから、金融庁にも金融機関の対応を問題視する声が届いているところ。

- 金融庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、金融機関の皆様にも、顧客への依頼に当たっては、丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点についてしっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたく、金融庁よりその旨要請文を発出する予定。
- 各金融機関におかれては、要請文の内容を踏まえた対応をお願いしたい。

#### 8. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 令和2年7月豪雨による災害に対し、9県（熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県、岐阜県、佐賀県、島根県、山形県）に災害救助法の適用がなされ、これを受け、財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出。
- こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、先日の台風10号により、九州地域を中心に被害が生じていることも踏まえ、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

#### 9. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、規制改革推進会議より、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が答申として示され、その着実な実

施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

○ 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、以下のような対応を行うこととする通知文を7月17日に発出。

① e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。

② 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。

③ 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

○ 更に、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、新たな電子申請・届出システムを令和3年度中に運用を開始する予定。

○ この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としないID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行のe-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた登録金融機関としての事故等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

○ また、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会におかれても、各金融機

関から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んで頂きたい。

- 金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、リモートによる手続が可能となるよう取り組むことが重要。また、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要。経営トップのリーダーシップに期待。

#### 10. 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」の成立について

- 総務省所管の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」（通称電話リレーサービス法案）が、6月12日に公布された。
- 同法は、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等と他者との間における電話による意思疎通を手話等により仲介する「電話リレーサービス」の提供を行う事業者を総務大臣が指定し、当該事業者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずるもの。
- 金融機関においても、口座、キャッシュカードの不正利用による取引停止、キャッシュカードや通帳等紛失時の取引停止といった場面で既に電話リレーサービスを導入している事例もある。
- 同法は、来年3月までの施行が予定されており、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から直ちに電話リレーサービスの活用を検討いただきたい。

（以 上）